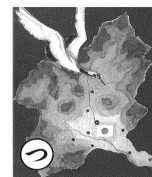




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月26日(火) 号外(第4号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2
○群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(子育て・青少年課)	11
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同)	11
○群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	11

■規則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四十七号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三号様式別表中

売渡し等 ①	旧3級品以外	本	円
	旧3級品 計①		
課税免除	旧3級品以外		
	旧3級品 計②		
返還控除	旧3級品以外		
	旧3級品 計③		
差引 (①-②-③) ④	旧3級品以外		
	旧3級品 計⑤		
売渡し等	旧3級品以外		
	旧3級品 計⑥		
課税免除	旧3級品以外		
	旧3級品 計⑦		
返還控除	旧3級品以外		
	旧3級品 計⑧		
差引 (⑥-⑦-⑧) ⑨			

を

課税免除 ②		
返還控除 ③		
差引 (①-②-③) ④		
売渡し等 ⑤		
課税免除 ⑥		
返還控除 ⑦		
差引 (⑤-⑥-⑦) ⑧		

に改める。

附則

- この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。
- 群馬県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第六十四号。以下「改正条例」という。)附則第五条第五項、第七条第五項及び第八条第五項の規定により卸売販売業者等(改正条例附則第五条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。)又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。)が県たばこ税に係る徴収金を納付するときは、当該徴収金に附則別記様式第一号による納付書を添えて納付するものとする。
- 改正条例附則第五条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により課する県たばこ税に係る更正又は決定、過少申告加算金額、不申告加算金額及び加重算金額の決定通知は、この規則による改正後の第八十三号様式及び第八十四号様式にかかわらず、附則別記様式第二号及び附則別記様式第三号による通知書により通知するものとする。

附則別記様式第1号(規格各片とも178ミリメートル×85ミリメートル)
(第1片)

年度群馬県税								㊞	
都道府県コード		県たばこ税の手持品課税領収証書							
1 0 0 0 0 5		口座番号			加入者				
群馬県									
納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称									
様									
年度	区分	税目	県税	徴収番号	たばこ番号	課税	事業者コード		
申告期間					申告区分				
年 月 分					申告・修正・更正・決定				
			百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円			
税 額	01								
延 滞 金	02								
過 少 申 告 加 算 金	03								
不 申 告 加 算 金	04								
重 加 算 金	05								
合 計 額	10								
納 期 限	年 月 日				領 収 日 付 印				
課 税 事 務 所	群馬県				事務所				
<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>裏面を御覧ください。</p> <p>◎この納付書は、3枚1組となつていますので、切り離さずに提出してください。</p> <p style="text-align: right;">(納税者保管)</p>									

(第2片)

年度群馬県税								(公)	
都道府県コード		県たばこ税の手持品課税納付書							
1 0 0 0 0 5		口座番号			加入者				
群馬									
納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称									
様									
年度	区分	税目	県税	徴収番号	たばこ番号	課税	事業者コード		
申告期間					申告区分				
年 月 分					申告・修正・更正・決定				
			百 十 億		千 百 十 万 千		百 十 円		
税 額			01						
延 滞 金			02						
過 少 申 告 加 算 金			03						
不 申 告 加 算 金			04						
重 加 算 金			05						
合 計 額			10						
納 期 限			年 月 日			領 収 日 付 印			
課 税 事 務 所			群馬県			事務所			
日 計						口			
						円			
上記のとおり納付します。									
(金融機関又は郵便局保管)									

(第3片)

年度群馬県税								(公)					
都道府県コード		県たばこ税の手持品課税領収済通知書											
1 0 0 0 0 5		口座番号			加入者								
群馬													
納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称													
様													
年度	区分	税目	県税	徴収番号	たばこ番号	課税	事業者コード						
申告期間					申告区分								
年 月 分					申告・修正・更正・決定								
			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額			01										
延 滞 金			02										
過少申告加算金			03										
不申告加算金			04										
重 加 算 金			05										
合 計 額			10										
納 期 限			年 月 日			領 収 日 付 印							
課 税 事 務 所			群馬県 事務所										
指 定 金 融 機 関			群馬銀行(本店及び支店)										
取 り ま と め 店			東京貯金事務センター										
郵 便 番 号													
上記のとおり通知します。						領 収 年 月 日			コード				
(県保管)													

(附則別記様式第1号第1片及び第3片の裏面)

注 意 事 項

1 納付場所は、次のとおりです。

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
群馬県収納代理金融機関	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、足利銀行、横浜銀行、北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しのめ信用金庫、足利小山信用金庫、商工組合中央金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合
郵便局	群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の各県内並びに東京都内の郵便局
行政県税事務所	

- 2 納期限までに税金を納めなかつた場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(申告書の提出期限後に提出した申告書に係る税額にあつては当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間、修正申告書に係る税額にあつては当該修正申告書を提出した日までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。
- 3 更正又は決定により納める税金の延滞金は、当該更正又は決定の対象となつた該当月の納期限の翌日から指定納期限(県たばこ税の手持品課税更正・決定通知兼納付告知書に記載された納期限)までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合を乗じて計算してください。
- 4 平成26年1月1日以後の期間については、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」といいます。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、上記2の年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、上記2及び3の年7.3%の割合は特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合を超えないものとします。)となります(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記2及び3の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)
- 5 延滞金を納めなければならない場合は、その計算の基礎となる税額の全額が2,000円以上の場合です。この場合、当該計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。
- 6 延滞金は、御自分で「延滞金」欄に何円と書き入れ、「計」欄も書き込んでください。なお、延滞金が付かない場合は、「計」欄は、書き込む必要はありません。

- 備考 1 この様式は、県たばこ税の手持品課税の納付書として使用する。
- 2 この様式による納付書によつて納付を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。
- (1) 県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関において領収したときは、第1片を納人に交付し、第2片を領収控えとし、第3片を県指定金融機関へ送付する。
 - (2) 郵便局において領収したときは、第1片を納人に交付し、第2片を領収控えとし、第3片を取りまとめ店へ送付する。
 - (3) 総括店以外の県指定金融機関において領収したときは、第1片を納人に交付し、第2片を領収控えとし、第3片を総括店へ送付する。
 - (4) 統括店において取りまとめ店から送付を受けた第3片は、郵便局の払込高通知書と対照検算した後総括店へ送付する。
 - (5) 総括店において領収したときは、第1片を納人に交付し、第2片を領収控えとし、第3片を自動車税事務所へ送付する。

附則別記様式第2号(規格A4)

		たばこ番号		
県たばこ税の手持品課税更正・決定・加算金額決定通知兼納付告知書 (県税条例第94条の9第1項の規定による通知書及び地方税法第13条第1項の規定による告知書)				
納税者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者名	様		
地方税法第94条第1項の規定により、次のとおり更正・決定・加算金額決定しましたから通知します。 なお、不足税額等は、指定納期限までに同封の納付書により納めてください。 年 月 日				
		群馬県		事務所長 印
区 分	課税標準数量	税額又は金額	備 考	
更正・決定した額	本	円		
既に納付又は還付の確定した額				
差引不足額		①		
加算金	過少申告加算金	通常分	加算金の計算基礎	別表の加算金計算の基礎となる額の /100
		加重分		別表の加算金計算の基礎となる額の /100
		小計		②
	不申告加算金	③		別表の加算金計算の基礎となる額の /100
	加重加算金	④		別表の加算金計算の基礎となる額の /100
合 計 ①+②+③+④				
指 定 納 期 限		年 月 日		
納付場所	群馬県指定金融機関(群馬銀行)・群馬県指定代理金融機関・群馬県収納代理金融機関・郵便局(群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の各県内並びに東京都内の郵便局)・行政県税事務所			
注 意 事 項	1 不足税額又は不足金額については、当該不足税額に、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.6%(この告知書の指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金を併せて納めてください。 2 平成26年1月1日以後の期間については、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」といいます。)が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、上記の年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合は特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合を超えないものとします。)となります(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。) 3 延滞金を納めなければならない場合は、その計算の基礎となる税額の全額が2,000円以上の場合です。この場合、当該計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。			

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則別記様式第2号別表(規格A4)

県たばこ税の手持品課税更正・決定・加算金額決定内訳書

				たばこ番号	
住所又は所在地					
氏名又は名称					
期別	年月分	申告書の提出期限			
		申告年月日	年月日		
区分		課税標準数量	金額		
修正申告更正 決定した額 ①		本	円		
既に納付又は還付の 確定した額 ②					
差引不足額又は今回の修正申告による 増差額 (①-②)		③	④		
加 算 金	区分	加算金計算の基礎となる額	乗率	金額	
	過少申告 加算金	通常分	円	$\frac{10}{100}$	円
		加重分		$\frac{5}{100}$	
		小計			⑤
	不申告加算金		$\frac{\quad}{100}$	⑥	
重加算金		$\frac{\quad}{100}$	⑦		
合計		(④+⑤+⑥+⑦)			

注 修正申告の場合において「合計」欄は、⑤+⑥+⑦である。

附則別記様式第3号(規格A4)

						たばこ番号	
県たばこ税の手持品課税不申告加算金額決定通知兼納付告知書 (県税条例第94条の9第1項の規定による通知書及び地方税法第13条第1項の規定による告知書)							
納税者	住所又は所在地						
	氏名又は名称及び代表者名		様				
地方税法第 条 第 項の規定により、次のとおり不申告加算金額を決定しましたから、指定納期限までに同封の納付書により納めてください。 年 月 日 群馬県 事務所長 印							
納付すべき不申告加算金額の合計						円	
加算金額の計算基礎	区分 月別	申告期限	加算金計算の基礎となる額	乗率	金額	備考	
		申告年月日	申告税額				
			円		円		
			円	100			
指定納期限			年 月 日				
納付場所			群馬県指定金融機関(群馬銀行)・群馬県指定代理金融機関・ 群馬県収納代理金融機関・郵便局(群馬県、茨城県、栃木 県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の各県内並びに東 京都内の郵便局)・行政県税事務所				

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもつて審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第四十八号

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十二条第三項第二号」を「第十四条第三項第二号」に改める。
第十三条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、同項第四号中「理由書」を「書面」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 保護者が特定携帯電話端末等にフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第二十八条の二第三項に規定するフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する書面の提出が必要であること。

第十三条の二第二項第三号中「携帯電話端末又はPHS端末」を「携帯電話端末等」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第二十八条の二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第二十八条の二第三項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 青少年が就労しており、フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者が、その保護する青少年の特定携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

第十三条の二第五項中「第二十八条の二第四項」を「第二十八条の二第六項」に、「青少年携帯電話インターネット契約」を「役務提供契約」に改める。

別記様式第十号裏中「群馬県青少年健全育成条例施行規則」を「群馬県青少年健全育成条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第四十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年群馬県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。
第六条を削る。

別表第一の一の項中「幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)」を「幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三十八条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)」に、「保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第四百一十一号)」を「保育所保育指針(児童福祉施設の設定及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定により厚生労働大臣が定める指針をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県旅館業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第五十号

群馬県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

群馬県旅館業法施行規則(昭和二十九年群馬県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)」を「戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)」に改める。

別記様式第一号中別紙以外の部分を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

(表面)

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

旅館業営業許可申請書

年 月 日

保健所長 あて

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日生

〔法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名〕

旅館業法第3条第1項の規定により、旅館業の営業の許可を受けたいので申請します。

営業施設	所在地			
	名称			
営業の種類別				
営業施設の構造設備の概要		別紙のとおり		
客室数及び定員	客室の区分	客室数	定員	
	寝台を置く客室	室	人	
	寝台を置かない客室			
	計			
寝具の数				
宿泊に伴う食事提供の有無				
使用飲料水の種別				
規則第5条第1項の規定に該当するときは、営業期間又は地理的状況等の詳細				
学校(大学を除く。以下同じ。)、児童福祉施設等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある施設にあつては、学校、児童福祉施設等からの距離				

(裏面)

法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容					
申請者、役員等の氏名等(注)	フリガナ 氏 名	生年月日(和暦)	性別	住 所	役職名等
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2 営業施設の仕様書 3 営業施設の配置図、平面図及び付近120m以内の見取図 4 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し 5 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書 					

注 「申請者、役員等の氏名等」の欄は、申請者が法人の場合は法人の役員等の氏名等を記入し、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員)の氏名等を記入すること。

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

(表面)

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

旅館業営業承継承認申請書(合併・分割)

年 月 日

保健所長 あて

申請者

法人所在地

名 称

代表者氏名

印

旅館業法第3条の2第1項の規定により、承認を受けたいので次のとおり申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人	事務所所在地	
	名 称	
	代表者氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人	事務所所在地	
	名 称	
	代表者氏名	
合併・分割予定年月日		年 月 日
営業施設	名 称	
	所 在 地	

(裏面)

法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容					
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の役員	フ 氏 リ ガ ナ 名	生年月日(和暦)	性別	住 所	役職名等
添付書類 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し 2 消防法適合通知書 3 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書					

別記様式第3号（規格A4）（第3条関係）

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

旅館業営業承継承認申請書（相続）

年 月 日

保健所長 あて

申請者
住 所
氏 名 印
被相続人との続柄
年 月 日生

旅館業法第3条の3第1項の規定により、承認を受けたいので次のとおり申請します。

被相続人	住 所				
	氏 名				
相続開始年月日		年 月 日			
営業施設	名 称				
	所在地				
法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容					
申請者（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員））の氏名等	フリガナ 氏 名	生年月日（和暦）	性別	住 所	役職名等
添付書類					
1 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本（申請者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、申請者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本） 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 3 消防法適合通知書 4 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書					

別記様式第4号(規格A4)(第4条関係)

旅館業許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

保健所長 あて

届出者
住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名〕

旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

営業施設所在地					
名 称					
変 更 事 項					
変 更 の 理 由					
変 更 年 月 日	年 月 日				
法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容(注1)					
新たに就任した役員等の氏名等(注2)	フリガナ 氏 名	生年月日(和暦)	性別	住 所	役職名等
添付書類	1 旅館の構造設備に変更があつた場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした平面図及び概要書 2 旅館の構造設備の変更により、他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し				

注1 「法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容」の欄は、当該事項に変更があつた場合に記入すること。

注2 「新たに就任した役員等の氏名等」の欄は、法人の役員又は法定代理人(法定代理人が法人の場合は、その役員)に変更があつた場合に新たに就任した役員等の氏名等を記入すること(この場合、「法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容」の欄についても記入すること。)

別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第6号(規格A4)(第7条関係)

その1

旅館・ホテル
簡易宿所 宿泊者名簿

到着年月日 及び時刻	出発年月日 及び時刻	行先地	国籍	住所	氏名	職業	年齢	性別	旅券 番号	備考

注1 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を該当欄に記入すること。

2 3名以上の団体にあつては、代表者についてのみ必要事項を記載し、備考欄に代表者以外の者の人数を「ほか何名」と記載することにより、代表者以外の者に係る記載を省略することができる。ただし、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合は、宿泊者全員の必要事項を記載すること。

その2

下宿宿泊者名簿

宿泊開始 年月日	宿泊最終 年月日	国籍	住所	氏名	職業	年齢	性別	旅券 番号	宿泊目的	備考

注 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を該当欄に記入すること。

21
この規則は、公布の日から施行する。
この規則の施行の際現に改正前の群馬県旅館業法施行細則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
